

会 議 録

会議の名称	平成 26 年度第 21 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 27 年 3 月 2 日(月)午前 10 時 00 分から午前 10 時 25 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	西村誠一委員長・鈴木宏一委員長職務代理・添島幸雄委員・上原敏彦委員 菱川勝也事務局長補佐・名古屋洋一郎係長・山本直哉主任
議 題	議案第 58 号 平成 27 年 3 月 2 日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定 について 議案第 59 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 報 告 事 項 平成 26 年 12 月執行の選挙について そ の 他
議 資 料 の 名 称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長          本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。          定刻となりましたので、ただいまから平成 26 年度第 21 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。          本日の議案は 2 件、報告事項 1 件及びその他でございます。          初めに、議案第 58 号『平成 27 年 3 月 2 日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局          それでは、議案の説明をさせていただきます。          資料の 1 ページをお開きください。          議案第 58 号『平成 27 年 3 月 2 日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』を御説明いたします。          本案は、公職選挙法第 19 条(永久選挙人名簿)第 2 項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。          2 ページから 10 ページまで、各投票区及び各投票区に属する町丁目別に登録者数を調製しております。          内容につきましては、資料の左から、各投票区等の別、前回登録者数、新規登録者数、抹消者数、市内転居、今回登録者数となっております。          新規登録者のうち、転入は住所要件として平成 26 年 12 月 1 日以前に転入届出を行った者、新成人は年齢要件として平成 7 年 3 月 2 日以前に出生した者、その他は、住所設定、帰</p>	

化等でございます。

抹消者数のうち、転出は転出後4か月を経過するに至った者及び死亡、その他は、職権消除等でございます。

市内転居については、市全体としては増減がありませんので10ページに記載の総合計欄が0人となります。

10ページをお開きいただき、一番右の欄を御覧ください。

以上の内容で計算した結果、平成27年3月2日現在の定時登録者総数は、男性78,512人、女性83,386人の計161,898人となるものでございます。

次の11ページは公職選挙法第23条(縦覧)第1項の規定に基づく選挙人名簿(定時登録)の縦覧場所及び縦覧期間の告示(告示第44号)の写し、12ページは公職選挙法第30条の7(在外選挙人名簿に係る縦覧)第1項の規定に基づく在外選挙人名簿の縦覧場所及び縦覧期間の告示(告示第45号)の写し、13ページは地方自治法第74条(条例の制定又は改廃の請求とその処置)第5項及び第75条(監査の請求とその処置)第5項の規定による選挙人名簿登録者数の50分の1の数の告示(告示第46号)の写し、14ページは地方自治法第76条(議会の解散の請求とその処置)第4項、第80条(議員の解職の請求とその処置)第4項、第81条(長の解職の請求とその処置)第2項及び第86条(主要公務員の解職の請求とその処置)第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条(解職請求)の規定による選挙人名簿登録者数の3分の1の数の告示(告示第47号)の写しを、それぞれ添付してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上、議案第58号『平成27年3月2日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第58号『平成27年3月2日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第59号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入ります。15ページをお開きください。

議案第59号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

本案は、公職選挙法第30条の11(在外選挙人名簿の登録の抹消)第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、女性1人で、登録抹消の要件に該当するに至った者でございます。

詳細につきましては後ほど資料を御覧ください。

今回、西東京市在外選挙人名簿に新たに登録される者は、おりません。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登録されている人数は、男性 122 人、女性 117 人、計 239 人となります。

以上で、議案第 59 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第 59 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に報告事項に移ります。

『平成 26 年 12 月執行の選挙について』事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、資料の 17 ページをお開きください。

『平成 26 年 12 月執行の選挙について』を御報告いたします。

平成 26 年 12 月執行の選挙については、資料等をお配りし、委員の皆さまから御意見をいただき、最終的には委員長に一任する方向で御了解いただいたところです。

事務局といたしましては、先の臨時会での質問及び答弁また今回の第 1 回定例会での質問及び答弁も踏まえ、委員長とも相談しながら調整を進めたいと思います。

なお、今後市民の方へお知らせする方法等について、委員の皆さまから御意見等があればお伺いしたいと考えております。また平成 26 年 12 月執行の選挙全般についても御意見等があればお伺いしたいと考えております。いかがでしょうか。

以上で『平成 26 年 12 月執行の選挙について』の説明といたします。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

○ 委員

再度確認しますが、最終的には、委員長に一任でよろしいですね。

○ 他の委員

お願いします。

○ 委員長

分かりました。

他にはないようですので、『平成 26 年 12 月執行の選挙について』は、引き続き継続審

議といたします。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

2月27日から平成27年第1回定例会が開催されております。3月30日までの予定です。

選挙管理委員会に対しての質問及び陳情はございませんでした。

農業委員会委員選挙人名簿について、『農業委員会等に関する法律』第10条(選挙人名簿)の規定に基づき、西東京市農業委員会事務局からの申請に基づいて、毎年1月1日現在の選挙資格を調査の上、調製し、『農業委員会等に関する法律』第11条(公職選挙法の準用)で準用する公職選挙法第23条(縦覧)の規定に基づき、平成27年2月20日に告示をして、平成27年2月23日(月)から同年3月9日(月)まで縦覧に付しております。今後は3月31日をもって名簿を確定し、その後1年間の農業委員会委員選挙に使用されることとなります。

3月31日で農業委員会委員選挙人名簿を確定することについては、縦覧で特段のことがなければ、委員会を開くことなく、委員長の専決とさせていただき、後日委員会で報告させていただくということによろしいでしょうか。

○ 各委員

了解しました。委員長の専決とします。

○ 委員長

了解しました。

○ 事務局

報告は以上です。

次回の開催はいかがでしょうか。

○ 委員長・各委員

4月7日の午前10時からとしたいです。

○ 事務局

では、次回は4月7日午前10時からといたします。

事務局からは以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他にはないようですので、本日の平成26年度第21回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前10時25分 終了

以上